

本検討会の主な論点(案)

(第1回検討会配付資料)

論点1 両劇場の果たすべき役割や機能について

○両劇場が果たすべき役割や機能にはどのようなものがあるか。

- ・新国立劇場(例)…我が国の現代舞台芸術の振興・普及の中核、現代舞台芸術を国内外に発信する拠点、国際的に高い水準の現代舞台芸術の鑑賞機会を国民に提供
- ・国立劇場おきなわ(例)…組踊など沖縄伝統芸能の保存・振興、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点

論点2 両劇場の現状と課題について

○両劇場の現状と課題についてどのように考えるか。例えば以下の観点からはどうか。

- ・役割・機能面(例:現代舞台芸術の振興・普及の中核、国内外へ発信する拠点としての機能、沖縄伝統芸能の中核拠点、主催公演の質・量、人材育成、調査研究、国立劇場おきなわについては県の文化事業との連携性・すみ分けの確立 等)
- ・管理・運営面(例:劇場の意思決定システム(芸術団体、地元等関係者の意思の反映)、組織・業務の合理性・透明性、芸文振から財団への業務委託(芸文振との関係)、公演の企画制作の在り方、管理部門・専門部門の適切な人員配置、業務実績評価システム、独法制度・公益法人制度に由来する制約、国立劇場おきなわについては県との人事交流の在り方 等)
- ・財務・経営面(例:国からの運営費交付金の推移、芸文振からの財団への業務委託費の推移、企業や地元など民間からの寄附金等の支援、施設の有効活用、施設整備の在り方 等)
- ・地域・環境面(例:関係自治体や劇場周辺地域との関係 等)

論点3 両劇場の運営形態その他の運営の在り方について

○望ましい運営形態としてどのようなものが考えられるか。

- ・運営形態(例) A 財団への業務委託[現行の方式](ただし業務全般について必要な見直し)
 - B 芸文振による直営(財団の芸文振への統合)
 - C 芸文振による直営(持株会社の運営又は事業本部制)
 - D 国から財団への直接委託
 - E 財団の新たな独法(又は特殊法人)への移行 等

○考えられる運営形態ごとのメリット／デメリットは何か。メリット／デメリット分析に当たって必要な観点は何か。

- ・検討の観点(例)…論点2に掲げる種々の観点のほか、国としての国民並びに諸外国に示すべき芸術文化振興に対する意義付けや責任、コスト・人員比較、運営形態を見直す場合の関係者の合意形成、政府全体の独法制度の見直し動向等の観点も必要ではないか。
- ※新国立劇場と国立劇場おきなわの位置付け(設立の趣旨)の違いをどのように考えるか。

論点4 両劇場の業務全般の見直しについて

○業務全般についてどのような見直しが考えられるか。

- (例)公演企画制作、広報宣伝、営業、顧客サービス、舞台技術、研修、調査研究、情報センター、民間からの資金の導入 等

1. 財団委託の主な経緯・現状

<新国立劇場>

- 劇場設立に向けた検討過程においては、当初、劇場運営は特殊法人によって行うことが適当とされていたが、行政改革の流れの中で、芸術家、芸術団体などの創意を最大限に取り入れた運営により、活力ある現代舞台芸術の創造を確保する、(民間資金の導入等)多角的な資金の導入を図るなど運営を弾力的に行う等の観点から、財団法人に管理運営を包括的に委託することとされた。
- 財団法人の役員等に経済界から多数参画しており、企業等から毎年度5～7億円の寄附金等収入を実現している。
- 一方で、日本芸術文化振興会から財団法人への業務委託費が毎年度削減されている。

<国立劇場おきなわ>

- 劇場設立に向けた検討過程において、沖縄の芸能・文化の独自性とその伝統を継承発展させるためには地元沖縄県の本劇場への積極的な参画・協力が望まれるとの考え方から、沖縄の関係者を中心として設立された財団法人に管理運営を委託することとされた。
- 財団法人の役員等に地元沖縄県から多数参画しており、地元との連携協力や一定の寄附金等収入が得られている。
- 一方で、日本芸術文化振興会から財団法人への業務委託費が毎年度削減されている。

2. 独立行政法人制度について

- 独立行政法人制度は、公共性の高い事務事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されない恐れのあるものを実施するもので、業務の効率性・質の向上、法人の自律的業務運営の確保、業務の透明性の確保を図る仕組みとして、平成13年度から導入された。(日本芸術文化振興会は、従来の特種法人から平成15年10月、独立行政法人に移行)
- 日本芸術文化振興会等の国立文化施設については、独法制度移行後、運営効率化のための運営費交付金の一律削減や総人件費改革の対象とされている、人事・会計等の柔軟な執行が困難、経営努力認定の基準が厳格で目的積立金制度が有効に運用されていない、業務の評価の事務量が膨大で、企画内容・意義に関する評価基準がないままに評価される、等々の運営上の問題点が明らかになっている。(「国立文化施設等に関する検討会 論点整理」(平成22年12月)参照)
- 政府は目下、行政改革の取組を推進する中で、独立行政法人の事務・事業の見直しに加え、制度・組織の見直しを進めることとしている。(平成22年12月7日閣議決定)